

議事日程(第2号)

平成26年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第37号 平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成25年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町防災会議条例の一部改正について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第42号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第43号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第44号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第45号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第46号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 日程第2 認定第1号 平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成25年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町防災会議条例の一部改正について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第42号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第43号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第44号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第46号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（15名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君
主 査 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	小澤 浩一君	副町長	………	川野 文明君
教育長	………	島埜内 遵君	教育委員長	………	黒木 知文君
農業委員会会長	………	坂本 弘志君	代表監査委員	………	黒木 輝幸君
総務課長	………	森 弘道君	政策推進課長	………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一郎君
町民生活課長	………	茂又 哲也君	健康福祉課長	………	河野 辰己君
税務課長	………	川野 和成君	上下水道課長	………	芥田 秀則君
教育総務課長	………	中里 祐二君	社会教育課長	………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第37号

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

日程第12. 議案第40号

日程第13. 議案第41号

日程第14. 議案第42号

日程第15. 議案第43号

日程第16. 議案第44号

日程第17. 議案第45号

日程第18. 議案第46号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第18、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上18件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 減債基金に積み立てするのはよいと考えるんですが、返済分確保については大丈夫と判断されたのかどうかお伺いします。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。起債の償還につきましては、問題なく実行できる状態で経営していると考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議長、項目がたくさんありますので、ゆっくり読みますけどよろしくお願ひしたいと思います。

認定第1号平成25年度の高鍋町一般会計歳入歳出決算について。ここ最近、公売などを設け収納率アップを図っているにもかかわらず、一昨年、昨年と収納済金額が落ちております。また、利子割交付金も合わせて減少しています。それと比較して配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金など不労所得部分について増額しているということは、一部の金持ちの方々については、住民税などの緩和措置により取引額が増加したと見られます。

政府の狙いどおりであっても、問題はとりたくてもとれない町民税世帯が増加することです。あれだけ頑張っているのになぜ減少するのか、職員の皆さんは、さぞかし悔しい思いをされていることと思います。

そこで平成25年度決算に当たり、高鍋町民の所得動向に関して、どのような分析をされてきたのか具体的な答弁を求めます。

また、主な歳入増減については、監査意見書に記載されていますが、美術館、一般寄付金などの減額に関しては努力目標が果たされていなかったのか、それとも考えが及ばず減額となったのかなど、そのような分析を行ってきたのかお伺いします。

例えば、寄付金などについては、ふるさと納税などで全国で注目度の高い自治体について報道されましたが、研究の余地はなかったのかお伺いします。

財政力指数もじわりじわりと落ち込んでいます。

また、公債費比率はわずかであっても改善しています。これは職員が国や県で補助などのできる事業内容をできるだけ取り入れたり、再編交付金事業では一時借り入れなどでのいで、できるだけ借金をしない財政運営を行ってきた成果だと評価していますが、企画力からすると少々改善の余地が残されていると考えました。他市町村と比較して、どのようなところの改善を図ってくればよかったと考えておられるかお伺いします。

交流ターミナル貸付金に関しては、事業内容が悪く返済できなかったものと考えますが、その問題についてはどのような話し合い、計画のもとに減額としたのか答弁を求めます。

町税については、現年度分収納に力を入れている方向性は見えますが、過年度分、いわゆる滞納分についての方針はどのようにしてきたのかお伺いします。

保育料徴収、住宅使用料徴収に関しては、特段の収納方法を行ってきたのか、現年度分徴収に重きをおいているようですが、過年度分に関してはどのような方針で臨んできたのか。

特に住宅使用料については、保証人確認などを行ったようだが、確認しただけでなく何か行動を起こされてきたのか、町長の施政方針にのっとり進められ、何がどう進展してきたのか答弁を求めます。

職員数は、行財政改革、団塊の世代退職などを受け、少なくなっておりますけれども、わずか3人ですが増に転しています。住民サービスから考えるとどのような役割が果たしてきたのか人事面での答弁を求めます。

公債費、いわゆる借金返済のこれからのピークは平成29年度ですが、平成25年度では目標とする事業などについて目的は果たせたのか、借り入れに対して特段配慮した箇所はあるのかお伺いします。

工事及び役場関係の入札に関して、指名願いは何業者出ており、客観的に見て不公平感がなかったのかお伺いします。

各種補助金が出されていますが、成果についての判断基準はどのようになっているのか。出資金関係で、育英会などの利用成果及び問題点はなかったのかお伺いします。

災害関係では、住民の安心・安全を図る事業の進捗状況及び目的に対しての成果・効果はどうだったのでしょうか。まだ、成果としてあらわれていない部分については割愛してください。

備品管理状況については、監査員の指摘がありましたが、不必要なものの処分などについては進んできたのか。県とのコラボなどでさまざまな事業を展開してこられましたけれども、その分の成果は上がっているのか。同じ人ばかりが使う事業では効果は出ないと考えますがいかがでしょうか。例えばサーフィンなどです。

以上で、1回目を終わりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。平成25年度決算にあたり、高鍋町民の所得の動

向に関する分析についてでございますが、個人町民税にかかる所得金額等につきましては、ここ数年は長引く円高、デフレ等の影響により、総所得金額等は減少傾向にあります。

平成20年のリーマンショックの影響によってと思われませんが、給与所得については大幅な減少が見られました。所得階層別で見ますと、所得の高い納税義務者が減少し、所得の低い納税義務者が増加していることから、所得の合計が減少した要因であると判断しています。

次に、町税及び保育料徴収についてお答えいたします。

現年度分の徴収については、新たな滞納を発生させないよう納期後20日以内には督促状を送付し、納期内納付を促すとともに、財産調査等を行っております。滞納繰越分についても、徹底した財産調査等を行い、差し押さえ等の滞納処分、分割納付を含めた猶予、または執行停止を適切に判断する方針で進めています。

町長の施政方針では、歳入の確保に力を入れることから、徴収事務の見直し、強化、職員の意識改革や資質の向上のため、先進地事例の研究や職員研修への積極的な参加、公売などの新たな行動に取り組んでまいりました。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。監査意見書に記載されております美術館の歳入減についてでございますが、前年比651万2,000円の減となっております。

昨年度開催予定のいわさきちひろ展、東村アキコ展が開催できなかったことによる歳入減が主な原因です。その前年度の片岡鶴太郎展の観覧料が641万8,000円でしたので、その分の使用料及び手数料の減額になったものです。特別展が開催できなかったことに関しましては、昨年の12月議会でお答えいたしましたが、開催にかかる条件につきましての食い違いがありました。当初の計画どおりに開催することができませんでした。もう少し綿密な打ち合わせが必要だったかなと考えております。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。政策推進課関係の質疑4件あったと思いますが、お答えいたします。

まず、ふるさと納税についてでございますが、毎年10件以上、平均すると150万円前後の寄附をいただいております。平成25年度には、前年度から3件、37万9,000円増加しております。今後は、ふるさと納税をしたい、させたい手法を検討いたしまして、ふるさと納税者数の増加を図っていきたいと考えております。

次に、財政力指数と公債費比率についてでございます。

財政力指数の数値は減少しておりますが、財政力指数の落ち込みが財政状況の悪化を示しているとの認識はしておりません。

また、公債費比率が改善されたことにつきましては、平成19、20年度に高利の地方債について繰上償還に取り組んだことや、近年地方債の発行を抑制してきたことが要因だ

と考えているところでございます。

次に、公債費についてでございますが、平成25年度の予算編成に当たっては、緊急性、必要性、財源の有無等を十分検証し、選択と集中により事業を選定しております。選定した事業のうち普通建設事業については、地方債制度の持つ世代間の負担の平準化や財源の年度間調整という性質を踏まえ、地方債を発行し、財源確保を図った上で事業を実施しており、一部事業については繰り越しをしておりますがその目的は十分果たせたものと考えています。

また、地方債の発行に当たっては、可能な限り交付税措置のあるもの、低利なものを借入れするよう心がけているところでございます。

次に、各種補助金の成果についての判断基準についてでございますが、町が交付する補助金につきましては、事業完了後に事業主体から実績報告書の提出を義務づけており、あわせて担当課が事業の成果や交付額の妥当性等についても検査を実施しております。成果や妥当性の判断基準といたしましては、補助金交付要綱の目的並びに補助金の交付申請時の事業の目的及び効果どおりに事業が実施されたかどうかを判断基準としております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。交流ターミナル施設への貸付金につきましての御質疑だろうと思います。

議員のおっしゃいますように経営状況が悪化いたしまして、株式会社めいりんの里から、25年度分の600万円の返済が難しくなったということから、その借入金の返済の延納願が提出されました。

すぐに、（株）めいりんの里への聞き取り調査を行いまして、この願いの対応について庁舎内で協議の結果、減額とかの措置ではなくって返済履行期限の延期をすることで、その延納願の承認をすることに決定したものでございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。住宅使用料につきましてお答えいたします。

使用料滞納額をふやさないよう、現年度分の徴収に力を入れながら、過年度分の徴収に努めたところです。過年度分の対応につきましては、督促状、催告状の送付に合わせ、電話での催告や夜間の戸別訪問を行うことで、滞納分の徴収に努めるとともに、保証人への指導依頼や請求を行い、滞納額の削減に努めているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。職員数の増についてでございますが、職員数は第5次行財政改革大綱の期間中でありまして平成20年から平成25年にかけて27名、14.4%の削減を行いまして、最小の人員で最大の成果を上げることを基本として行政運用してまいりました。

今回職員数が3名増加いたしましたのは、退職者の不補充等で、課長補佐が係長を兼務しておりました生涯学習係及び子ども支援係の係長2名と、土木事業費の増加及び長寿命化等に伴う事業費の増が見込まれたことから、土木技師を育成するため1名を新規採用したものであります。このことにより、よりきめ細やかな住民サービスが提供できるようになったと考えております。

平成25、26年度の町内業者の氏名願いの延べ受付件数でございますが、工事31件、コンサル5件、物品86件でございます。工事及びコンサルにつきましては、全ての業者に指名あるいは発注の実績がございますが、物品につきましては取り扱い品目が特殊なもの等につきまして、近年の指名及び発注実績がないものが数件ございます。

それと、防災災害関係でございますが、長年の懸案事項でありました防災行政無線放送施設を整備しますとともに、防災情報配信メールシステムの更新を図りまして、災害時等の情報伝達手段を確立することができました。

26年度につきましても、再送信子局1局、屋外拡声子局9局、戸別受信機400台の設置等を予定しております。

また、新規事業といたしまして、地域の防災リーダーとしての役割が期待されます防災士の養成事業に取り組みまして、25年度は19名の防災士を養成することができたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。出資金の関係で育英会の利用成果また問題点はなかったかということでございますが、出資金につきましては、それを奨学金の原資とすることで、向学心があるにもかかわらず経済的な理由によりまして就学困難な学生に対して、学費を貸与することで教養豊かな人材を育成しているものでございます。

平成25年度の奨学金利用者、貸付者でございますが、につきましては、高校生が9名、大学生が21名、合計30名でございます。貸付金額につきましては、784万5,000円でございます。また、返還につきましては、高校生が12名、大学生が28名、合計で40名、返還額が693万8,000円となっております。特に問題点についてはないものと考えております。

○議長（山本 隆俊） 会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（宮崎守一郎君） 会計管理者兼会計課長。備品管理状況について監査委員のほうから御指摘がございました不必要な物の処分については進んでいたのかとの御質疑についてお答えいたします。

備品管理につきましては、高鍋町財務規則に定められているとおり、不用になったもの使用にたえなくなった物品で価値がないと判断した物については廃棄処分を行い、また業者への売り払いが可能なものについては、物品売り払いとして収入に計上するなど適正に処理しております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。高齢者や障害者の方々のいきがづくりと健康づくりを目指して、シニアサーフィン教室とノルディックウォーキング教室を実施したところでございます。

シニアサーフィン教室につきましては、約10名の方が参加され、参加者の中には引きこもりがちな障害者の方もおられ、参加された高齢者の方々との交流をされたり、高齢者の中には足腰が強くなって片足で靴下をはけるようになったり、アレルギー性鼻炎がなくなった等の効果が上がっております。

またノルディックウォーキング教室につきましては、中央公園、海浜公園、ふれあい交流センター等で定期的に行われてきて、毎回約40名の方々が参加をされたところでございます。教室に参加したことで、膝や腰の痛みが軽減された等の効果が上がっております。

さらには、高齢者の引きこもり予防、健康づくり、地域のきずなづくりなどの効果があったものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それでは、2回目なんです、住宅使用料では先ほども答弁がありましたけど、保証人確認をされたと思うんです。死亡者とか既に他県に転出されているかなど、保証人としての責務が果たせないと判断したケースはどのくらいおられるのかお伺いしたいと思います。

また、備品管理状況については、処分費用も発生したと考えられますが、私がちょっと一番気になっているのが、黒水亭の馬小屋など火災保険とか倉庫管理が必要なものについては処分できないのか、また全体的にみて倉庫があるんですけども、管理状況からして保管が必要な年数経過後の処分に関しては順次行われて、ほんとは行われてきたのか、不必要な物を置いておくところの倉庫管理などの修繕費等がかさんできてはいないかというところが非常に気になってきたところです。

先ほど答弁がありましたけれども、県とのコラボで行われたサーフィンとかノルディックウォーキングです、これ目新しくても効果の期待はいかがかと私は思うんです。一時的なもので継続されているのかどうか、サーフィンについてはもうないと思うんですが、その後も継続して自分たちでなされているのか、成果のあり方、そのときだけということではなくて、引き続きずっと持続して、継続して行くことが私はより重要な、これは入り込み口だというふうに思って計画は入り口だと思っておりますので、その後のサーフィン事業です。ノルディックは現在も行われておりますので、事業として2年とか3年とかありますので、ノルディックは今でもしてありますので、私はそのことについてまた後の部分がある、引き続き住民の皆さんその中から会員なり、利用されてる方々が自分たちでつく

って、そして一定のものをやっているのかどうか非常に成果があったかどうかというのは、ここで判断基準を示すべきじゃないかなって思うんです。

だから、補助金が終わった段階でも、まだ自分たちでお金をかけてでも自分たちでやっばやっていく持続可能な政策であるかどうかは1番問題ではないかなと、やはりそれが予算を使って200万円なり、それだけの予算を使っていくことの効果に成果につながっていくというふうに私は思いますので、そこのところを再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、交流ターミナル事業、これ延期していただきたいと、返さないということではないというところで、でも延期して本当に返せる条件がそのときに話し合われたのかどうか、役員会議でどんな話し合いが行われてきたのかどうか、私非常に気になる場所なんです。

そうでないと、延期はしましたと、じゃ来年も返せませんと言ったら、一体誰がどういう責任をとるのかというところは、要するに延期をするんだけれども、いやもう支払えませんので大変申しわけございませんが、なんか方法はないかという相談は受けてはいないみたいですので、だから延期ということは一体だから今年、例えば平成26年度に返せる見込みができるのか、あらゆることとしてますわ、やっぱり。萬歳亭をこうやめていったりとかそういうことしていきながら、だから現在までの延期しても返済できる状況が、ここずっと何か月間か見てあるのかどうか、そこ辺が私は成果の部分につながってくるんじゃないかなというふうに思うんです。ただ延期しましたと、それだけ聞いて、はいそうですかと決算だから仕方がないですってということにはならないというふうに思うんです。

それと、町民税、保育料などやはり現年度の課税要するに滞納にしていけないという状況をつくり出してきてるのは、私はこれはやむを得ない状況であると判断をします。

しかし、それであれば、過年度分についてはもう何の努力もしてないのかと、多分そうじゃないと思うんです。だから過年度分についてはどんな努力をしてるのか、だから現年度分も100%でないわけです。100%徴収ではないわけです。だからそのところを考えたときに、どうしても残っていく部分っていうのを考えたときに、じゃあ、ことし納めんで来年、再来年ってなったら、例えば保育料についてはもういいんじゃないかなというような感じになってきはしないかというところが1番気になる場所なんです。

また住宅使用料徴収に関しても同じだと思うんです。だからそのところがどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、これはまた総務環境常任委員会で聞きますので、詳しくは答弁いきませんが、職員数の問題、これについては人事面での要するに土木の技術職を育成するというふうにお答えになったと思うんですが、なぜそのようなことが必要なのかわかっていうことを1つ、そこだけなぜ必要だったのかわかっていうことを答えていただきたいと思います。

それから、そこよろしいです。大体わかりますか。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時26分休憩

.....
午前10時34分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。住宅の保証人の関係でございますが、再確認をしてるのが約120件ございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（宮崎守一郎君） 会計課長。備品管理につきましての御質疑ですが、議員が御指摘された場所の状況は現在把握しておりませんが、不用になった物の保管場所、保管方法については、問題を残してるところも結構ありますので、今後とも担当課と協議を進めながら、備品、1つの財産ですので、整理整頓に心がけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。税の徴収につきまして過年度分の対応はどのようにしているかということですが、先ほども申し上げましたとおり、滞納した分につきましては徹底した財産等の調査を行い、差し押さえ等の滞納処分あるいは分割納付を含めた猶予等行っておりますけど、場合によっては家宅搜索等あるいはタイヤロック等を、の滞納処分を実施しながらやっております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。先ほどもお答えしましたとおり、20年から25年にかけて退職者が非常に多かったということで、採用はしたかったんですが、採用できない状況でした。その間に技術者といいますが、技術職で入ってる人も退職しますし、管理職に上がったりする人も多くなりまして、実質的に技術者が全く足りない状況になっているので、技術者を採用したということでございます。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。今回提出されました延納願に関してどのような話し合いをしたかとか、また町のほうでどういうふうに判断したかということだろうと、御質疑であろうと思えます。

3月の全協のほうでもそれから本会議の中でもお話してまいりました、昨年近隣の温泉のリニューアルがあったり、レジオネラが発生したことで落ち込みがあったと。そのことに対して、今の状態では今後なかなか支払いもできない状態になっているということで、取締役会、何度も申しました1月2月の段階で取締役会、株主運営委員会開催してきまして、

どういう状況で改善していったらいいかということで、今回暫定的ですけどもレストランを閉めた上で、温泉と物販のほうでどのような経営状態が可能なのかどうか、その上でじゃあ新たにレストラン部門をどういうふうな開業してもっていったらどんな温泉側に利益があるのかということも含めて、改善策を練っていきこうと、今その最中であるということでございます。

そして、必ず町としましても、その辺の願いの回答の中にも確実に、これも全協で申し上げました、確実に返していただく、これは確かに3年とかいうのはまず不可能だろうと思います。10年かかろうとも必ず返していただくように、返済の方法なりを今後検討して行って、状況を見ながら確実に返済をしてもらうという方針に持っていくというそういう判断でございました。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。シニアサーフィンの教室についてお答えいたします。

この事業につきましては、平成24年度県の補助金を活用しまして高齢者の介護予防、あるいは障害者の居場所づくりという形で事業を始めたところでございます。

25年度、26年度につきましては、町単の事業として今現在取り組んでおるところでございます。参加者の中には、たしかに同じ方だけっていう形の方もいらっしゃいますが、中には入れかわりがございますので、同じ方がずっとそのまま引き続いてっていう方もいらっしゃいますし、中にはそういう入れかわりの方があって数名そういう方たちの中で取り組んでおられる事業であります。

また、先般NHKの全国放送でこのことが取り上げられまして、全国のほうからちょっといろんな問い合わせが今きておりまして、福岡、東京あたりからも問い合わせがきておりまして、3人ほどが定住、こちらのほうに移住したいというかたちの中で希望されておられて、1人についてはもう実際こちらのほうに家なんかも探されてるような形での反響もあったところであります。

ノルディックにつきましては、正ヶ井手地区をまずモデル事業として選定しまして、月曜日については正ヶ井手地区、これにつきましては正ヶ井手地区だけではなくて水除あるいは東平原地区の参加者も現在参加されてるところでございます。脇地区につきましても牛牧、道具小路あたりからの参加者が来られてるし、蚊口地区につきましても、蓑江あたりからも参加者が今広がってるところでありまして、特に夕方あたりになると、今季節から散歩をされていますが、このノルディックを使って散歩をされてる方も非常に今ふえておるといって、そういった効果が今徐々に上がってるのではないかとというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 最後です、もう3回目ですので、交流ターミナル事業の交流ター

ミナルの貸付金です、これは先ほどから何回も答弁をされておりますけれども、私が気になるのはそりゃ先ほど答弁で、何年かかってでもっておっしゃいましたよね、返済すると、そりゃ返済することの確認はとってますけれども、本来ならこれ3年で返しますということでお約束をされたものですね。だから税の滞納でもあるじゃないですか。調査をして何か取れる物があつたらとるとか、そういうことやってるじゃないですか。貸付金に関しても同じです。

だから町税の滞納したときには、相手の財産とかいろんなものをして調査するけれども、そういうふうには貸付金の返済についてはどうするのかというところがあるわけです。だから延納願いが出たのであれば、例えば分納願いも本来なら出されるべきじゃないかなと思うんです。何でそこが話し合われずに、要するに短絡的にことを起こされるのかなと、もう少しやはり交流ターミナル事業については、役員会でお話し合いがどういった形でないと進まないのかなと、じゃあどうすればいいのかなというのが、こちら側も受ける側としてわからないわけです。

だからお金を出す出さないという問題じゃなくて、延納しますと、延納願いが出ましたと、そしてそしたら合わせて年間返す金額が余りにも高いので、もう1度納める年数を5年に引き延ばしていただきたいとか、10年に引き延ばしていただきたいとか、分納願いというか、国保でも税でもそうでしょ、やはりその月に引き落としができない、引き落としができればじゃあ月に幾らかずつだったら納められますかといって話し合いをして、国保税だってそうやってやってきてます、みんな。

町民には求めるわけです。そして強制、強制的に言うちょっと語弊がありますのでここはちょっと言い方を変えますけれど、お互いの納得の上で財産の処分をしたりとか、差し押さえをしたりとかいうことはあるわけですよ。やはりこれは理事会なり役員会があれば、役員の皆さんが赤字になったときには、それ相応の責任をとっていただくというのはこれ十分社会通念上のあり方なんです。そこまでやれないのかというところを聞いてるわけです。

だから、延納願いだけでなく、分納願い、これだけだったら毎年返せるんですよという、そういう詰めたお話し合いがあつたのかなかつたのか、そここのところが聞きたいわけです。そこは答弁を避けておられるのかあれなのかわかりませんが、それはちょっとお願いを、答弁をお願いできるかどうか別として、できれば私は答弁していただきたいと思うんです。なぜかって言ったら、皆さんの町民の皆さんのお金ですので、貸し付したの。私のお金じゃないし、町長のお金でもないし、誰のお金でもない。町民の皆さんが本当は使うべきお金、だから最初からあそこは、いやこれだけの金額にして入湯税は取りませんよという形にしていたのならまだいざ知らず、最初黒字になったからそれでいけいけどんどんでやってきたと思われるのかもしれないかもしれませんが、赤字になれば赤字になったでやっぱり取り組みをちゃんとしていかないと、お金っていうのを貸し借りするのに、ちょっと貸しなよ、貸してあげるよ、いつまでに返せよ、いつまでに返せんかったらじゃあお前、あんたのこ

れを取るよとかいう話っていうのはあると思うんです、普通は。だからそういうことがあったのか、なかったのかということも含めて、役員会でどう検討されてきているのかということを知りたいということだけなんです。

それから、じゃあ先ほどサーフィンなど町単独で出してるということだったんですが、じゃあこれでサーフィンへの参加者、人数及び町内に在住されてるのか、町外なのかそのところをお伺いしたいと思います。やはりこれは町で単独で出してる以上、もちろん町内の在住者であるということは、先ほどの答弁の中でもよそから転住してでもそれをやりたいとおっしゃるということであれば、恐らく町内の方限定でされているんだろうというふうに思いますので、何名ぐらいこれに参加しておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。税上についてもそうなんですけど、必ず強制執行するわけではなくて、当然相談の上でということでしょうから、そういう面で今回の貸付金の延納願いについて、じゃあ分納の相談もあったのかどうかということだろうと思います。その前段でじゃあどういふふうな話をしたかということでしょうけども、確かに今先ほど申し上げましたけども、今が今回の温泉のほうの改善策の真っ最中ですので。その上で、まず延納された上でっていうことで、その上で支払いの分納なりなんなりっていう相談を今からも取締役会なりの中で話をしていくことになるだろうと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。シニアサーフィン参加者についてでございますが、町内在住の方が10名程度となっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これもちょっと何点かありますので、ゆっくり読ませていただきたいと思います。

加入世帯が81世帯減少しているとのことですが、減少の理由は何なのか、具体的に答弁を求めます。

保険税が高くて払いたくても払えない世帯はどう変化しているのか。また加入世帯の減少は、お互い助け合いといっても負荷がかかると考えますが、その対策は講じてこられたのかお伺いします。

収入未済額が減少した理由は何か、どのような努力が成果となってきたのかお伺いします。

高鍋町は、個人の医療費については少ないという現象があるにもかかわらず保険税は高

い状況にあります。この問題点の解決はなされたのかなされなかったのかお伺いします。

不納欠損とする場合の事由については、監査委員の意見書ではやむを得ないとの判断ですが、精査はどのようにして行われてきたのかお伺いします。

公売については効果があるようですが、その際生活に関連して、生活基盤の確保はどのように図ってこられたのか、相談活動内容を示していただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず加入世帯減少についてでございますが、これにつきましては75歳到達による後期高齢者医療への移行及び平成25年度につきましては、社会保険加入者数が離脱者数を3年ぶりに上回ったことが主な理由でございます。

次に、1人当たり医療費が少ない中で保険税が高いという問題の解決はなかったのかについてでございますが、当町の平成25年度の1人当たり医療費及び国民健康保険税の状況についてでございますが、医療費につきましては、県内26市町村中、17位で保険税は6位となっております。保険税につきましては適正に課税をされておりますが、こうした医療費と保険税のバランスや財政運営を都道府県単位化に推進等を図る上での国保が抱える構造的な問題として、今現在国及び地方の代表等で議論が進められておるところでございます。また、県におきましても市町村との、これに向けた協議が行われているところがございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。お答えいたします。国民健康保険税については、加入保険者数や所得を基に適正な課税を行っております。

しかしながら、倒産や解雇などの理由により、前年中の所得に比べ極端に所得が減少し、担税力が著しく低下した場合には、要件に該当すれば税の減免や減額の措置を受けることができますので、保険税が高くて払えないという認識はしておりません。

また、加入世帯の減少に伴う負荷の対策との御質疑ですが、保険税の税率は平成21年度以降据え置いており、税による負担は抑制されております。

次に、収入未済額が減少した理由といたしましては、町税と同様に徹底した財産調査等を行い、滞納処分等を適切に判断してきたことによるものと、差し押さえ物件の公売等を実施し、その取り組みを周知、広報することで、納税者の納税意識が高まった結果ではないかと考えております。

続きまして、不納欠損するに当たっては徹底した財産調査を行った結果に基づき、地方税法第15条の7第1項各号の規定に基づく要件に該当したものを不納欠損としております。

次に、公売物件につきましては、国税徴収法第142条の規定による家宅捜索を行った際に差し押さえた物件を公売会等により換価しております。家宅捜索の際は、差し押さえ

だけではなく、生活状況や借入金等の調査も行い、生活改善、生活再建のための助言等も十分行っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これが質疑に当たるのかどうかちょっとわからないんですが、先ほど高鍋町は国民健康保険税については過分のやっぱり、いろいろそのときそのときに指摘されたことについては、十分吟味をされ、例えば先ほど答弁があったように、急激に所得が減ったといった場合には、課税に対しての緩和措置っていうのが講じられておりますし、公売についても私も何件かいろんな相談を受けるんですけども、家庭のやっぱり捜索っていうか家庭内を見て回ったりとか、皆さんも税務課に行ってみられたらわかると思うんですが、いろんなやっぱり債権に関してほかのあればやっぱり弁護士を紹介したりとか、いろんなこともされているようです。

だから私がこういった方々にお話を聞いてみると、かなり公売についての評価がいいようなんです。それでも、やはり納めたくても納められないと先ほどの認識のところでは保険税が高くて払えないということが、そういうふうを考えておられないということだったんですが、私はやっぱりその辺のところはどうなんでしょうか。高鍋町では所得がやっぱり低くなった家庭というのが少し多すぎるんじゃないかなという気がするんですが、その点については、先ほどの町税のこととあわせてちょっと一緒になりますけれど、どういふふうな判断をされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。今の質疑につきましては、町としてはそのような考えではございません。適切な課税ということで、そういった形で課税した以上徴収するという方針で臨んでおります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 各自治体の負担割合は、何年後とかの見直しが図られているのかお伺いしたいと思います。また、疾病の状況っていうのは動向っていうのはある程度地方自治体もおろされてきておりますけれども、動向はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、各自治体の負担割合の見直しは図られているのかについてでございますが、医療給付費等負担金につきましては、前年度の実績額をもとに市町村の負担割合を算出してお

ります。

また、他の負担金につきましても年度末の高齢者人口等から割合を算出しておりますので、毎年見直しがなされておるところでございます。

次に、疾病の状況はどうかについてでございますが、宮崎県後期高齢者医療広域連合で平成25年度にデータ分析を実施した結果、当町の生活習慣病罹患の割合では、高血圧症関連が最も高く62.7%、次いで脂質異常症関連が39.4%となっております。

また、大分類によります疾病では、循環器系の疾患が最も多くなっているところがございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに、7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また特別委員会でも聞きますので、詳しくは答えていただかなくて結構ですけれども、先ほどの疾病の状況の中で、やはり大分類の中での循環器系というお話があったんですが、やはりこのことについては増加しているってということなんですが、大体増加率っていうのはわかりますか。もしよかったらもう特別委員会で資料があれば資料をぜひ、議長要求しておきたいと思えます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。特別委員会において今の件につきましては、報告をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 毎回お伺い、毎年お伺いしてるんですけども、つなぎ込み状況はどうなっているのでしょうか。

また、事務ミス分についてはわずかでも進展が見られたようなんですけども、解決の方法は出ているのかどうか、これも収納に関して税務課関係で一括した成果なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。25年度におけます下水道のつなぎ込み状況でございますけれども、140件のつなぎ込みがございました。内訳といたしましては、一般住宅が38件、事業所が11件、アパート等が5棟の91件でございます。また、接続率につきましては78.7%となっております。

次に、未請求分につきましては、税務課の収納係へ移管した以降、相当な成果がございました。これは納付相談等のあらゆる収納方法のノウハウによるものと考えております。

今後も分割納付者等がおられますので、きめ細やかな対応をしていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第5号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、認定第6号平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 介護保険については年をとれば誰でもお世話になると考え、法で定められたのちはやむなく保険料を支払っているところがあります。ひとり暮らしになれば、話し相手もないことから予防としてみんなでわいわいがやがやとお話できる予防関係を使ったり、支援認定をとり医療関係機関への支援をお願いしたりすることで、ひとり暮らしが可能な状況をつくってきました。

そこでお伺いしたいと思います。介護予防効果は上がっているのか、報告をお願いしたいと思います。

不用額が各箇所で出ておりますけれども、その主な理由と対策はできなかったのかどうかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。予防効果は上がっているのかについてありますが、介護予防の効果につきましては、加齢や疾病、けが等による状態の変化もありまして、事業開始前に比べて明らかな効果があるというわけではありませんが、機能低下を緩やかにする、あるいは現状を維持する効果や他者とのかかわりによる引きこもりや孤立を防止する効果が得られているというふうに考えているところでございます。

介護予防事業としましては、社会福祉協議会及び町内の介護事業所に委託等で実施しております、はつらつ教室、なじみの会、楽々体操を行っております。特に社会福祉協会で行われております、はつらつ教室は、参加者が対前年度に比べますと11.4%増加しております、一定の予防効果は上がっているというふうに考えているところでございます。

次に、不用額についてでございますが、サービス見込み量よりも実際の利用が少なかったことが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第7号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これも毎年聞いてるんですが、基金に関しては話し合いが行われているのかどうか、金額の推移はどうなっているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。一ツ瀬川雑用水管理事業基金の運用につきましてでございますけれども、一ツ瀬土地改良区それから関係市町との間で話し合いは随時持ってきております。この基金ですけれども、御存じのとおり基幹水利の配管損傷の修復や更新の経費の補填財源などとして利用するものとしておりますけれども、平成22年度から基金の積み立てを行ってございまして、現在の基金の残高が1,624万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、認定第8号平成25年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 水道事業に関して、他の市町村と比較して職員1人当たりの費用及び収益計算はできているのかどうか、監査委員の意見には再三指摘された原価に対する使用料金問題が改善されたとありますが、建設仮勘定が構築物など資産となると、また減価償却費が大幅増となり原価が上がるのではないかと心配しておりますが、中長期的な見通しでどのような財政運営を行ってきたのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。平成24年度決算で比較しますと職員1人当たりの費用につきましては8,452万円、それから職員1人当たりの収益につきましては8,423万円で、ともに県内に2番目に高い水準となっております。

次に、中長期的な見通しについてでございますが、平成25年度末時点での建設仮勘定は5,355万4,000円で、資産計上した場合の耐用年数40年で換算すると年間130万円程度の費用となります。その場合、給水原価が0.6円程度上昇いたします。特に経営上には影響及ぼすような数値ではないと考えております。

また、減価償却費については、現金の伴わない費用であるため、資金不足などの財政運営上の問題はないものと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時15分から再開いたします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 防災会議に出席される人は、高鍋町の地形及び危険区域など熟知していないと会議に出席しても何ら住民の安全・安心に寄与できないと考えますけれども、具体的にはどのような人材を確保したいと考えておられるのかお伺いします。

また、災害が起きた後の対策に関しても指示待ち人間ではなく、素早く安全に指示できるシミュレーションが常に頭に入っている状況を持つ人でないといけないと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今回の条例改正でございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律の公布、施行を受けて実施するものでありまして、国から速やかに所要の改正を行うよう要請がされているところでございます。

どのような人材を確保したいかというお尋ねでございますが、充て職となっております防災機関の委員ほか地域の防災リーダーとしての役割が期待される防災士や町社会福祉協議会から委員を選出したいというふうに考えております。

なお、男女共同参画の推進を図るという観点も考慮いたしまして、女性を登用したいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。女性を登用されるのは、私はよろしいかなと思うんですけども、その場合も先ほど答弁があったような防災士なりなんりの資格を持たれた方を考えておられるのかどうか、それと私質疑で1番気になるところは、やはり住民の安全・安心、だから例えば、津波のハザードマップってどういうふうになってるのかって国とか県とか資料が出されて、私は各種の委員会に出られる方々をやはりちょっと気になる場所なんです。そうでないといろんなことがちゃんと熟知をされてないといろんな条例をつくったり、いんなマップをつくったりしてもなかなか思うようにいかない。だからこのところにこうしていきたいがという、それこそどんどん意見が出るような会議というのになれば私はよろしいかと思うんですが、どんな会議も余り意見が出ないというのが私この間のいんな審議会とかいんな会議で会議録などをお願いすると、必ず出て来るのは説明をしてそれで終わりというような状況というのがあるような気がするんです、全体的に。

だからやはり、私は内容としては防災会議っていうのは、国の指針の中でも出たわけですが、やはり夜間であると特定はされていても、やっぱ1,000名が死亡するという予想がされている状況の中で、かなりそのところはちゃんと地域防災をしっかりと推進していく方向性を持った方々、そして専門的にやはり私は高鍋で生まれて育ったわけではございません。町長の言うように、人材も地形もよく御存じの方からすると、やはり私なんかはほんとにいてもいなくてもいいような感じになるんじゃないかなと思うんです。

そういうやっぱり、町長がよく御存じ、その町で生まれて育った人っていうのが非常に地形なり逃げる場所なり頭の中に入っておられるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう方々がいかに住民のこういった防災、安全・安心に寄与していただけるかどうかというところが1番の大きな課題になるんじゃないかなと思うんです。だから会議に出席していただく方は、どこどこ大学の何々専門でという方よりも、私はずっとそういう方のほうがよろしいと思うんですが、選定についてはどのようなお考えをお持ちなのか、再度伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今おっしゃいましたどこのこの大学という先生は入っておられません。というのもこの本部の規定っていうかあるんですが、必要に応じて関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めると、なければならないということで、ここの充て職の方が見えられるということです。

先ほど申し上げました防災リーダー、防災士と申し上げたのは、これから先はどうしても地域の防災力を上げるということになるので、これは防災士の中でも説明しておりますが、地区でのその防災力を高めるには、そういうなられた方をそういうリーダー的に地区に配置していただきたいというのがありますので、そういう中で今回の防災会議のほうに防災士を入れようということを考えているということです。

それと社会福祉協議会につきましては、これボランティアの受け入れとかこういう部分とかも結構ありますので、どうしてもその社会福祉協議会からもそういう委員を選出していただいたほうが、今後のためにいいだろうということで今のところそういうふうな考えでおりますということで述べたところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これは平成24年の8月に定められました子ども・子育て支援法に基づいて、昨年9月に高鍋町でも会議設置条例が制定されました。しかし内容を

よくよく見ますと、事業者だけでなく国民への義務も課せられた内容となっております。これを住民へ周知徹底するのは至難のわざです。

そこでお伺いしますが、この法律の趣旨は何だとお考えになっていらっしゃるでしょうか。また、今回の条例制定によって、国から支援制度の変更及び支援金は十分に準備されているのかお伺いします。

地方公共団体でもこの条例を制定するに当たり、何らかの予算措置及び住民への周知徹底などはどのように図られるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。子ども・子育て支援法の趣旨についてでございますが、これにつきましては、全ての子供の良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、それら支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供及び量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることが法律の趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。子ども・子育て支援法につきまして少し詳しくお答えをさせていただきたいと思っております。

趣旨につきましては、先ほど町長が答弁されたとおりでございますが、この法律では、子供や子供を養育している方への支援についての実施主体が市町村にあり、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定により、子ども・子育て支援を円滑に行っていくこと、その支援の方法が子ども・子育て支援給付と子ども・子育て支援事業によること、子ども・子育て支援給付が児童手当による現金給付と教育・保育の利用に対しての施設型給付及び地域型保育給付となること、子ども・子育て支援事業が放課後児童健全育成事業や一時預かり事業などの13の事業を行うことなどが規定されているところでございます。

国からの支援制度の変更及び支援金についてでございますが、内閣府が窓口となり、制度の変更について逐一県を通して説明会などが実施されているところでございます。支援金につきましては、新制度の実施のために消費税が10%になった際の増収分から毎年7,000億円程度が充てられることとなっております。

予算措置及び住民への周知についてでございますが、予算措置につきましては、国が2分の1、県が4分の1の財政支援が保障されているところでございます。住民への周知についてでございますが、全ての保育園及び幼稚園において保護者説明会を計画してるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この議案39号も含めて、40、41号とあるわけですが、そのときにちょっとすればいいかなと思ったんですけども、それでは私がいつも気になって

るのは、子ども・子育て支援法っていうのができました。それに基づいてこういった会議の設置、そして今回39号、40号、41号というのが提案されました。しかし書いてある内容を逐一見てまいりますと、非常に細かい部分まで規定がされてるんです。そういうことから考えたときに、多分この先ほどの趣旨を町長が述べられましたけれども、私は全国統一して子育てする環境基準を一致させたいんだなというのが、国の大まかな方針じゃないのかなというふうに見てとったわけです。

その中で、私が一番気になるのは、やはり私たち小さい自治体で予算額も少ないその自治体の中で、これまたおまけに消費税が10%に上がった段階でというところの規定がずっとあるわけです。その段階で、国が2分の1、県が4分の1でしたか、っていう支援がなされるということなんですが、本当に子供たちを保育する環境づくりっていうのは、住民の人たちが自分の地域でやはり子育てをする環境づくりをみずからが提案する状況っていうのをつくっていく必要があるんじゃないかなと思うんです。だからこそ昨年に子育てに会議をつくられたんだろと思うんです。

じゃあちょっとお伺いしたいんですが、昨年の子ども・子育て支援法に基づく会議をつくられて、この条例をつくるまでの間です、恐らくその会議の中で条例も含めて提案をされ、そして会議の中で検討されてきたと思うんですが、どのような方が参加をされ、どのような意見が出されてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。昨年条例、子ども・子育て会議の条例を制定しまして、以降子ども・子育て会議を3カ月に1回程度、今行っております。

その中でいろいろ子ども・子育ての計画のニーズ計画でありますとか、定員の問題等々について、今議論をさせていただいてるところでございます。先般来につきましても、後の41号のほうに関連いたしますが、放課後児童クラブの対象年齢が今度6年生まで広がることとなります。そうした分について、高鍋町としてはどうするのかといったこと等々が今議論をされてるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） もう3回目ですので、また後でしたいなと思うんですが、とにかくこの子ども・子育て支援法に基づいて、高鍋町は何ができるんですか、何をしようとしてるんですか、具体的には、提案理由の説明の中ではそう詳しくなかったんですけども、私この中を見ても何がしたいのかがよくわからない、細かく規定をしてある、さあそれを守ってくれということだろうと思うんです。だから、一体どういう形で進めていきたいと、現在ある保育所とかいろんな施設がありますよね、そこのところとの関連性も含め、連合性も含めて、どのようにお考えになってこの提案をされてるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この条例につきましては、先ほどから議員のほうも言われてるとおり、法律に基づいて設置をしなければならないという形で規定をされております。

その中で1番、じゃあ何をしなければならないのかということになりますと、法律に基づいた中で現在今までは文科省が管轄しておりました幼稚園あるいは認定こども園、厚労省が管轄しておりました保育所、そういったものを27年の4月から内閣府のほうで一元的に管理をいたしまして、幼稚園、認定こども園、保育園ということで施設型給付を行い、さらには家庭的給付あるいは小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育といった地域型保育給付といった形の中で、それを全て給付を行っていくという形で大きく制度が変わっていくというのが今回の法律の趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これは小規模及び家庭の延長線上のような保育環境整備に関して細かく定められているようです。

ある一定の整備を行わなければ、保育事業はできない、条例では定めがなくても罰則などについても定めてあるのかどうかお伺いいたします。

近ごろは保育に関してインターネット上でも雇い保育を任せるということもあるようですが、そのことに関しての定めはあるのかどうか。例えば、その家庭に行って保育を行う場合についてもこの定めは適用されるのかどうかお伺いします。

高鍋ではこのような施設は何箇所あるのか、また近隣自治体でこのような施設はどのくらいあるのかお伺いします。

事業者が保育施設、いわゆる仕事をしているところが保育施設を持つてる場合、この条例は適用されるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。この条例はゼロ歳から3歳未満の乳幼児を20人未満で保育する事業の認可を行うため、地域型保育事業の設備及び運営に関し基準を定めるものになります。罰則に関する規定につきましては、児童福祉法第58条第2項に認可の取り消し規定がありますことから、違法行為等により認可の取り消しとなるものと考えておるところでございます。

次に、インターネットを利用した雇い保育に関しての定めについてでございますが、無認可での保育に対しての規定を設けることはございません。

次に、家庭を訪問しての保育につきましては、本条例に規定される居宅訪問型保育事業

になりますが、この事業の利用は障害児や小児慢性疾患にかかっている乳幼児のうち個別のケアが必要な場合、子供の居宅で保育を行う事業でございます。

次に、地域型保育事業に類する施設につきましては、認可外保育所を除いて本町を含めまして近隣自治体にはないものと認識をしてとでございます。

事業者が保育施設を運営している場合の本条例の適用につきましては、事業者には雇用されているものの子供のみを保育する場合は、適用されないこととなります。事業所内保育は、その事業所の従業員の子供と地域の子供と一緒に保育する事業を言います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この条例の提案をちょっと制定についてを中身を細かく見ていくと、非常に高鍋町に今ある、例えばゼロ歳から3歳、これ20人未満の基準をつくるということになっておりますけれども、そういう方々、保育施設があつたにしても、この基準を満たしていくためには、相当費用かけて環境整備を行わないといけないんじゃないかなと考えられるところが結構あると思うんです。

それを考えたとき、それに対する例えば補助事業なり何なりが計画されているのか。そして本人、要するに本人が負担しなくても改善できるような状況をつくってあげないと、もう保育事業ができないという方もひょっとしたら事業所もでてくるやに私は思っているんですが、そここのところはどのように考えておられるのでしょうか。

それから、先ほど居宅の保育に関しては、障害者であったり疾病でも長期的な疾病を持っている子供たちを中心にやっていくということだったんですけれども、例えばこの人たちがそういう制度を知らなければこういう条例ができたにしても、そういう制度を知らなければ利用ができない。そのための例えば健康福祉課で、課を要するに設置、新たにもっておかないと、対応ができないんじゃないかなと思うんですが、人員も少なくなっている、この中で、やっぱりそういうこの細かい対応ができるような状況というのを人的配置しているのが可能なのかどうかということが、1番気になるわけです。

この条例の文言、そして法律の文言を読み解くだけで、非常に大変だと私は思うんです。私は大変だと思うんだけど、皆さんは大変だと思わないのかもしれないかもしれませんが、もう大変、私大変だったんです。この48枚に及ぶこの子ども・子育て支援法読む中で、もう2時間かかりました。それを2回繰り返しました。それでもよくわからない。

そして上位法があるにもかかわらず、何でこんな細かい規定を各自治体につくらせるんだろうかと、命令するんだろうかと、もう厚生労働省に内閣府に腹さえ立つ思いでずっと見てました。だから、この3つの条例の制定を見てるだけで、相当時間を費やしたわけですが、今後の総括質疑の中で。

でもその中で細かく例えば、これは担当の委員会がありますので、そこで多分されるだろうと思うんですけれども、28条についてもいろんな調理器具からスプリンクラーとかその設置とか細かく定めてあるわけです。安全確保を図ることという一言で終わるのかも

しれませんけれども、その安全確保の内容がもう細かく規定してある。これを要項をちゃんと見ていかなければならない。こういうときに、私は基準としてこの条例を制定された後、後またチェックシートなどをつくって多分チェックをされるだろうと思うんです、各施設の。そのチェックシートの項目は大体何項目ぐらいになるとお考えなのかどうか、ちょっと確認だけをしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時36分休憩

.....
午前11時38分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、財政的な支援であります、たしかに議員おっしゃるとおり、今回は非常に細かい基準等が設置をされております。これはもうあくまでも今まではいわゆる無認可保育園という形で整理されておったものが、小規模事業所という形の中でされますので、当然国のほうから給付という形で国金が施設のほうに給付されるということになります。そういったことでありますので、人員配置でありますとか、そういった基準でありますとか、そういったものは非常にこと細かに整備をされなければならないというふうに考えておるところでございます。

そういった面からも関しましても、財政的な支援については国のほうからそういった支援が受けられるものというふうに考えておるところでございます。

それに付随しまして、今回町のほうで教育、いわゆる保育施設の認定こども園、幼稚園、保育所こういった認可につきましては、県が認可することになります。地域型保育事業の家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育についての権限については町という形になりますので、当然ここらあたりが町の業務としてふえてくるし、あるいはまた研修等もやっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、そういった面からの業務量っていうのも今後大きくなるのかなというふうには考えておるところでございます。

チェックシートにつきましては、ちょっとこちらに細かい資料持ち合わせておりませんので、委員会のほうで報告していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 39号から41号に関して、職員の倫理観までも定めとしてあり

ます。この場合どのように自治体で判断をくだしていくのか、また個人情報保護法に伴い、職員の個人情報に関してすべからず判断する基準及び情報を取得することは、かなり難しい状況にあると言わざるを得ませんが、どのようにして判断を行うのか、その方法を示していただきたいと思います。

先ほど、いみじくも私が2回目に質疑をしようと思ってたんですが、健康福祉課長のほうが答弁をされましたので、このことが私非常に気になっていた1つがあるんです。今度、放課後の対策、放課後の児童としては、今まで小学校3年生までだったのが小学校6年生まで延長されるっていうことになったんです。そうすると対応の児童数がふえることによって、施設が不足するという状況が生まれてくるんじゃないかと私は懸念するんです。そのことについて、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。職員の倫理観まで定めとしてあるが、この場合どのように自治体で判断を下すのかについてでございますが、たしかに個人の倫理観を判断することは大変難しいことではございますが、この条例の目的としまして、利用する児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保障することを規定しております。大切な子供をお預かりし、事業の目的を達成するに当たりましては、利用者の支援に従事する職員の道德観、モラルが求められるところでございます。

次に、判断に際しましての個人情報法に関する取り扱いについてでございますが、事業者は事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めることとなります。この規定の中に個人情報法に関することについて規定するとともに、別途町が定める規則に規定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

放課後児童クラブの関連についてでございますが、これにつきましては、今先ほどちょっと述べましたとおり、※子ども・子育て会議の中で、小学校6年生まで拡充されることによって、果たしてそこまでのサービスができるのかあるいはニーズがあるのかといったこともございまして、今アンケートを実施して今後に対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

基準といたしましては、一定の基準が構築、定められておりまして、1人当たり1.65平米という形で定められておりますので、大体1人当たり直すと38人程度が定員という形、1教室当たりが38人程度という形で今考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が聞きたかったのは、アンケートを実施するというけれども、ニーズがあるのかどうかということです。今でもニーズはいっぱいあると思うんです。これが小学校6年生まで確かにスポーツ少年団とかありますので、それがかわりになるかなというふうに思うんですが、例えば共働き家庭がある場合、できれば子供の安全・安心を確保するために、自分の子供が家に帰って来ても誰もいないというような状況をつくり

※後日に訂正あり

出さないために、6年生ぐらいまでは預けてっちゅうか安心して、自分が働きたいなというニーズがもしあった場合、でも今の学童保育、放課後対策事業で使っている面積では到底物心で物で違うわけですよ、もう建物そのものがないわけですよ。

これまた新たに学校教育に支障を来すような教室をあけてくれとかそういうふうには恐らくなくなっちはいかないだろうと思うんです。そういうことを考えたときに、非常にこのことが拡大されるのは親にとっては、保護者にとってはありがたいことではあるんですけど、ただ実態面としてその自治体にその用意がなければ引き受け、法律が施行されても實際絵に描いた餅とならんのかな、なるんじゃないかなと私は非常に危惧してるわけです。そういうことを考えたときに、やはりどうかなのというのが1つあったのと、だからそれに対応できるような状況というのを非常に私にとっていくべきかどうかというところですよ。

先ほど、倫理観のことも細かいと、また副町長から細かいんじゃないかと言われるかもしれないけれども、私は要するに倫理観の問題とかある一定の能力を持ってないというところで、非常に子供たちを指導する立場の人たちというのの一定とられるわけですね。ある一定の基準が求められてるわけですよ。

そうなったときに非常に雇われる人たち、そこで仕事をしようと思って頑張ってる人たち、だからそういう人たちが引くんじじゃないかなと思って、ちょっと気になったところがあるんです。だから倫理観っていうの、一体どこでどうやって誰が判断するのかねというふうにちょっと思ってるんですけど、できれば私は地域でもっと子育てのできるような状況というのを作り出していくためには、じゃあどういう考えを持ってるのかということに重きを置いて答弁をしていただくと大変ありがたいなと思うんです。

だから、一部のそういう事業体だけに任せるものではなくて、この子ども・子育て支援法の一番の根本は、要するにどこにいても家庭にいてもどこにいても地域にいても、子供が同じ環境を日本国民として同じ境遇で、ちゃんと福祉が教授できるという状況をやはりつくっていくのが自治体の役割であるということであって、そのことから考えたときに、私が非常に気になってるのは、放課後の対策事業でいろんなことをやる人たち、認定こども園もできましたけれども、そこが200名とか300名とかいうところを建設できるわけでもなんでもないと思うんです。そういうことを考えたときに、地域でのこういう状況ってのをどう周知徹底をしていって、協力を求めるのか、先ほど答弁がありましたけれども、やはり地域の住民への周知徹底及び協力体制を求めていくことをどういうふうに進めて行きたいと考えておられるのか、そここのところだけ最後に答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。たしかに今回の制度改正というのは一般住民にとっても非常に大きな改革、改正でありますので、非常にやっぱり不安なりそういったどうなるんだろうか等々の部分ではそういった不安感が若干あるとは思いますが。

そういった形の中で先ほど答弁いたしました、各町内の保育園、幼稚園のほうに出向

いてまいりまして、そこで制度の説明等あるいは入所の手続上の問題等々について計画をしておりますので、そういった中で対応してまいりたいというふうに考えております。

あわせて、今度地域少子化対策事業を活用しまして、ハンドブック等も作成しておりますので、その中にもこういった制度改正を今盛り込んで配布する準備を進めておりますので、今後こういった形の中で対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やっぱこれも項目が多いので、ゆっくり言いたいと思います。

池田議員からの指摘もありですね、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区貸付に関して千円予算が組まれておりますけれども、返済される見通しがあるのかどうかお伺いします。

小丸川河川敷広場の多目的施設建設の概要を示していただきたいと思います。

臨時対策債については、確定なのかどうかそこだけ確認をしたいと思います。

人事異動に伴う人件費調整があるようですが、人事異動に関して適材適所配置はできているのかどうかをお伺いします。

保健衛生費で、西都児湯医療センターについて負担金がありますが、負担するに当たりどのような内容で負担することが決定したのかお伺いします。

農地費で※多目的機能支払交付金事業の負担金の内容を示していただきたいと思います。

使用目的を指定しての寄附金がありますが、本当にありがたいことだと思います。学校関係での使用があるようですが、どのような備品を購入し、寄附された方の意思を重んじ生徒への周知はどのようになされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。産業振興課関連の2点の御質疑につきましてお答えいたします。

まず、一ツ瀬川土地改良事業にかかります未施工地区償還貸付金の返済見通しについての御質問ですけれども、現在土地改良区、県、関係市町の3者で国営一ツ瀬川地区関連事業推進対策検討部会というものを設置しております。その中で、未施工地区の解消対策を検討して事業の円滑な推進を図る努力を一致協力して、今取り組んでおるところでございます。

その取り組みの中で、西都市と新富町におきまして新たに4箇所が編入されることになりまして、今年度末より償還がされることになりました。今後も未施工地区の解消による未償還額の確実な償還につながる取り組みを続けてまいりたいというふうに思っております。

※後段に訂正あり

す。

続きまして、多面的機能支払交付金事業の負担金の内容についてでございますけども、この事業は国の日本型直接支払制度の創設に伴いまして、平成25年度まで活用してまいりました農地・水保全管理支払交付金、これの制度を今年度から多面的機能支払交付金に移行したものでございます。

負担金の内容としましては、事業費の2分の1を国が負担します。残りにつきまして、4分の1ずつを県と町が負担するというものでございます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。小丸川河川敷広場の多目的施設の概要ですけれども、以前から河川敷広場の利用者からの要望で、建設を検討いたしました。場所につきましては、現在柵がしてある3筆4,000平米のうち835平米を分筆してことしの4月に購入いたしました。

7月までに設計委託を完了しております。これらの面積のうち北側の部分につきましては、堤防下の通路に面してセットバックを考えております。

現在2メートル幅の通路を6メートルとして利用していただくためのものです。

その南側のほうに屋根つきの駐輪場、障害者駐車場2台を含む6台の駐車場を設置いたします。

建物部分につきましては、多目的トイレのほか女性用が3基、男性用がそれぞれ2基ずつ、そのほか足洗い場、雨をしのげる多目的のスペース、それから災害時にはかまどとして利用できる防災用ベンチなどを計画して、建物の面積としましては82平方メートルです。

それらの南側のほうですけれども、こちらには芝を張りまして、多目的に利用できるスペースを考えております。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。臨時財政対策債につきましては、確定したものでございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。人事異動に関しまして適材適所配置はできているかについてでございますけれども、職員の能力や適性を見きわめ、適材適所の配置を行うことは、効率的な行政運営を図る上で重要な課題であると認識しております。人事配置に当たりましては、そのように努めているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。西都医療センター負担金の内容についてであります。前年度実績を基準とした損失補填額7,658万5,000円を西都児湯管内センター利用者1,445人のうち、当町の利用者130人で案分した額となっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。学校関係への寄附金で購入いたします備品についてでございますが、楽器や理科の教材、機器類が主なものとなっております。

また、寄附者からは町内の小中学校にという趣旨からいただいた寄附金額を、小中4校で均等に配分する形としております。

それから、生徒への周知についてでございますが、各学校で全校集会等の中で校長から寄附の趣旨などを説明していただくこととしております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっとお願いがあります。議長に。私は農地費で多目的と言いましたが多面的に変更していただきたいと思います。

それから、2回目の質疑なんですけど、私がちょっと気になったのは、小丸川の河川敷広場の多目的施設の概要の中で芝を張るということおっしゃったと思うんです。芝というのは伸びるんですけど、これの管理は一体どこがするんでしょうか。社会教育課がするのか、それとも別の管理団体に任せるのか、例えば公園とかいろんなところと同じように例えば小丸出口なり、いろんなところと協定を結んで管理をしていくのか、どのようにお考えになってるのかお伺いしたいと思います。それでいいです。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。通常の清掃とかについては委託を考えております。芝の管理につきましては、まだ地区との協議が必要となって来ると思いますので、地区のほうとの話し合いの中で例えば委託をすとかそういうふうなことであれば考えていきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） トイレとかそういうところについては委託を考えているっていうような内容でしたけれども、今社会教育課で管轄してるところで委託してるところは何箇所ぐらいあるんですか。だからその関係から言うと、管理してないのに管理しますというふうな答弁をされると、じゃあ今までトイレがあったところをじゃあ今度は社会教育課がちゃんと管理して清掃もするのというふうになってくると、その辺のところはどうなのかなってのがちょっと気になるから、きちんと答弁はできればきちんとしていただきたいと。

だから、管理するちゅうのがどこまでの管理なのか、ただ見るだけの管理なのか、それともちゃんと清掃していろんなつまりがあったときには、それはもうつまりがあったときには当然高鍋町がするべきだと思うんです。でも運動公園なんかのトイレとかいろんなものとかも今までもちょっとありましたので、そこ辺の管理をどうしてるかによってもまた違ってくるんじゃないかなと思うんですけど、もう1度再確認をしたいと思います。委託されるんですね。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。先ほど議員の言われた管理できないのに管理をするという意味がちょっとよくわからないんですけども、清掃、トイレの清掃とかに関しては通常に運動公園とかの清掃委託をするような形で管理をしていきたいと、芝の管理につきましては、今後協議をしていきたいという答弁です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。（発言する者あり）

午後0時00分休憩

.....
午後0時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に、議案第43号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第44号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。確認だけです。繰越金額が1,000円違うんですがいかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。実際の繰越金につきましては735万6,949円でございます。決算の収支に関する調書につきましては1,000円単位で表記するため、四捨五入で表記しております。

補正予算は、歳入であるため1,000円未満は切り捨てるため、1,000円の差が生じております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第45号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 研修をする予定であるということでしたが、どんな研修内容でしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

本年1月に厚生労働省の要介護認定適正化事業を活用しまして、認定適正化専門員に審査会を傍聴をいただきました。審査会の流れや1次判定からの変更を行う場合のポイント等についての助言を受けたところでございます。その助言をもとに今年度第1回の研修会において、全ての委員にその内容をフィードバックし審査会を行っているところでございますが、新しい視点を加えての審査において見えてきた疑問やより円滑な審査会の進め方について再度全員で情報を交換し、共有するための研修を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか、7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 2点だけ。基金総額は幾らかっていうことです。一般会計繰入金を減額した理由は何かお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

基金総額は、今回の積み立てによりまして1億8,819万9,525円になります。一般会計繰入金の減額につきましては、退職手当負担金を一般会計との調整により減額するもの及び平成25年度介護認定審査会特別会計の事業費確定により繰越金分の平成26年度負担金を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号及び議案第38号から議案第42号の6件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおりそれぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって認定第1号及び議案第38号から議案第42号の6件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案第37号及び認定第2号から認定第8号までの8件につきましては、議長及び監査委員を除く13名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号及び認定第2号から認定第8号までの8件につきましては、議長及び監査委員を除く13名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。議案第43号から議案第46号までの4件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第46号までの4件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。それぞれの正副委員長の互選を行いますので、第3会議室のほうでお集まりください。

午後0時05分休憩

.....

午後0時08分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

先ほどの特別会計等決算審査特別委員会及び特別会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、それぞれ正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に柏木忠典議員、同副委員長に青木善明議員、特別会計予算審査特別委員会委員長に柏木忠典議員、同副委員長に青木善明議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで本日は散会します。どうも、御苦労さんでした。

午後0時10分散会

.....